

預言者ムハンマドとサダカ

医王秀行

はじめに

ムハンマドは晩年、アラビア半島のほぼ全域に、軍事的、宗教的な権威を打ち立てた。場合により、王として君臨することも可能だったかもしれないが、彼は王としてふるまうことを意識的に避け、あくまでも神の使徒、預言者としてふるまった。宗教指導者として礼拝、断食、巡礼など、様々なイスラムの宗教儀礼をアラブに導入したムハンマドであるが、半島全域に拡大しつつあった信仰共同体を維持していくには、王権のもとでの徵税に類する制度の確立が必須であった。

彼が、布教の初期に導入したのが救貧税ザカートである。コーランの初期啓示においては、信徒に礼拝とザカートを求める啓示が頻出する。一方でサダカはメディナ啓示になって現れる。メッカ征服以降、半島中のアラブ部族が次々とムハンマドに帰順してイスラムを受け入れたとき、部族に義務づけられたのがこのサダカである⁽¹⁾。サダカの用途はコーランで限定され、困窮者、負債者などの救貧目的の他、旅人、聖戦など公的な出費にもあてられた。イスラムの遠征活動が活発化すると、ムハンマドは戦費の調達に迫られ、死の間際には、半島全域のアラブからサダカを一律に徵収してメディナに集めんとはかるが、いかなる名目であれ、アラブから税を徵収することには大きな困難が待ち受けていた。

こうしたサダカの徵収、そして分配という行為の中に、ムハンマドの政治的権力の性格が強く現れていると考えられる。ムハンマドの打ち立てた信仰共同体が長きにわたり命脈を保った背景には、彼の創った公益税サダカのシステムが大きく影響しているはずである。

1. アラブの王権と徵稅

王権の存在、あるいは王（アラビア語で「マリク malik」）たらんとすることは、アラブにとってどういう意味を持ったのであろうか。イエメンでは古来、様々な王朝が栄えたが、ヒムヤル王国の王は「トゥッパウ」という称号を用いていた。ユダヤ教に改宗したヒムヤル王国のズー・ヌワース王（525年没）に代わってイエメンを支配したエチオピアの將軍アブラハは、イエメンに伝統的な王の称号を名乗っている⁽²⁾。ペルシアの援助でエチオピア勢力を駆逐したヒムヤル族のズー・ヤザンやその子孫も王である⁽³⁾。5～6世紀には半島中央部にキンダ王国が栄え、以降、キンダ王国を建てたキンダ族はアラブの王の家系とみなされていた⁽⁴⁾。キンダ族でドゥーマ・アル・ジャンダルの支配者ウカイディルは、その地の王とされている⁽⁵⁾。アラビア半島周辺では、ヒーラのラフム朝や、ガッサン朝の君主が王と呼ばれていた。その他にも、ペルシア皇帝（キスラー）からバフラインの代官に任じられたタミーム族のムンズィル・ブン・サーワーはハジャル王と呼ばれていた⁽⁶⁾。預言者ムハンマドのもとに赴いたタミーム族の使節で、ムンズィルと同族の1人は、「神が我々を王となし」と誇っている⁽⁷⁾。ムハンマドの時代にオマーンを支配していたジュランダー族の2人もオマーン王と呼ばれていた。2人の先祖はやはりペルシア皇帝から当地の代官に任じられていた⁽⁸⁾。ナジュラーンやハイバルの支配者も王と呼ばれているほか⁽⁹⁾、ムハンマド自身が異教徒から王と形容される場面も多い。

王権のもとでは、その政体を維持するため、徵稅制度が存在する。半島内外のスーク（市）での取引で、アラブ商人は現地の支配者から課税された。シリアに出向いた商人は、ガッサン朝の王に税を支払っていた。アブー・アル・バカーハは次のように伝える⁽¹⁰⁾。

ジュザーム族のザンバーウ・ブン・ラウフは、シリアで、イブン・ジャフナ〔ガッサン朝王〕⁽¹¹⁾のもと10分の1税を徵収していた。彼らは商人が持っていた金貨〔ないしは金塊〕から何がしかを徵収していた。商人が金を隠匿して、それが露見した際

には、全部が没収された。

ジャーヒリーヤ時代のイラクではアラブの王により、あらゆるスク^{イターワ}で税^{マクス}が課され、商人の売買にはディルハムで関税が課されていた⁽¹²⁾。ドウーマ・アル・ジャンダルのスク^{イターワ}では、王がそこで10分の1税を取っていたほか、バフラインのムシャッカルではムンズィル・ブン・サーワ一家の王たちが、オマーンのスハールやダバーではジュランダー〔ジュランダー族の父祖〕が、そしてイエメンのアデンではヒムヤル王やペルシアのアブナー（支配層）が10分の1税を取っていた⁽¹³⁾。ここではスク^{イターワ}での課税と王権が結びついているのが分かる。

ジャーヒリーヤ時代にアラブ諸族に課された税には、「イターワ itawa」という語が用いられることが多い。ラフム朝はイラクからバフラインにかけて代官を置き、服属する周辺のアラブ部族に税^{イターワ}を課していたが⁽¹⁴⁾、アムル・ブン・ヒンド（在位554—569）がタミーム族から税^{イターワ}を徴収するために派遣した代官はタミーム族の長老によって井戸に落とされて殺害された⁽¹⁵⁾。ガタファーン族のズハイル・ブン・ジュザイマ（6世紀後半没）は娘をラフム朝の王に嫁がせていた有力者であったが、ハワーズイン族は毎年、彼に税^{イターワ}を払っていた⁽¹⁶⁾。

キンダ王国の王フジュル・ブン・アル・ハーリス（6世紀前半没。桂冠詩人イル・アル・カイスの父）が配下のアラブから税を徴収していたことについては、『アガーニー』に次のように伝わる⁽¹⁷⁾。

フジュルはアサド族に対して毎年決まった時期に、税^{イターワ}を課していた。期限がきたので、フジュルは徴税人をアサド族のもとに送った。彼らはそれを拒んだ。フジュルは当時、ティハーマにいた。アサド族は彼の使者を打ち、血だらけにした。彼はそれを聞くと、ラビア族、カイス族、キナーナ族の軍と共に侵攻した。

フジュルはアサド族から財貨を取り立て、ティハーマに移住させるなどの懲罰を課したが、その後、アサド族に襲撃され殺された⁽¹⁸⁾。総じて、アラビア半島のアラブ諸族に対して、それが遊牧

民であれオアシスの民であれ、徵税することは容易ではなかったようだ。

メディナにはヒムヤル王のアブー・カリブ（420年頃没）が侵攻したが、アウス族やハズラジュ族（両部族とも後のアンサール）は「ジャーヒリーヤ時代にはいかなる王にも税を払っていなかった」とされ、服従を拒んで戦闘に至った⁽¹⁹⁾。ただし、キスター・レッカーによれば、メディナは6世紀半ばまでにはペルシア湾岸のザーラにいたペルシアの総督マルズバーンによって間接的に治められ、税が徵収されていた。当初はユダヤ部族のクライザ族やナディール族が王となり、後にラフム朝の影響力が高まると、アラブのハズラジュ族が王とされたという⁽²⁰⁾。預言者ムハンマドがメディナに移住したとき、ハズラジュ族の指導者アブドゥッラー・ブン・ウバイイについて、次のように伝わっている⁽²¹⁾。

アブドゥッラー・ブン・ウバイイの一族は彼に冠をかぶせて、王にしようとしていた。そのとき神が使徒を遣わした。人々は彼を見捨てて、イスラムにはしつた。彼はそれをうらみ、神の使徒が自分の王権を奪ったと思った。

メッカのカアバは税を払わず、どの王にも服属せず、そこから「由緒ある館」とよばれるようになったという言い伝えがある⁽²²⁾。象を率いたエチオピアのアブラハ軍を撃退した逸話に見られるように、メッカは長らく外来の王の支配下に入らなかったことが誇りであった。クライシュ族がメッカに居住する以前、メッカはジュルフム族のミダード、カトゥーラー族のサマイダウという2人の王に統率されていたという。2人はそれぞれ、メッカの上手と下手で、メッカに入る者に10分の1税を課していた⁽²³⁾。

その後、メッカではクライシュ族のクサイイが王になったと伝わる。クライシュ族は自分たちの財産からクサイイに税^{ハズラジュ}を支払い、この税を用いてクサイイは食料の供与権行使していた。これは、毎年の巡礼期に、巡礼者たちの食事を用意し、路用も糧食もない人々に与える権利である。クサイイはカアバの鍵の管理権、戦旗の授与権、飲料の供与権も持っていた。また、預言者ムハンマドの曾祖父

であるハーシムは、飲み物と食べ物の供与権を握り、人々が財産に応じて出した税を用いて巡礼者に食物を提供していたという⁽²⁴⁾。

クサイイの玄孫にあたる、クライシユ族アサド家のウスマーン・ブン・フワリスは、メッカのクライシユ族の王たらんとしてビザンツ皇帝（カイサル）のもとに向かい、皇帝から王に指名される。メッカのクライシユ族は彼に王冠をかぶせることで一致したが、「ティハーマに王はいるない」という訴えによりクライシユ族はこの約束を破棄した⁽²⁵⁾。

ムハンマドが布教を始めたとき、メッカには、王に相当する権力者はいなかった。長老が合議で物事を決めていたように思える。ウトバ・ブン・ラビーアラメッカの長老は、ムハンマドに、「王の位を欲しているのなら、王としよう。」と言っている⁽²⁶⁾。ムハンマドの勢力が拡大するにつれ、彼は外部から王とみなされる場面は増える⁽²⁷⁾。ハイバル遠征を前にしたムハンマドは、「ヒジャーズの王」と形容されている⁽²⁸⁾。メディナのユダヤ教徒は、イスラムへの改宗者にむかって「アラブから預言者は出ない。お前の指導者は王だ」と言っている⁽²⁹⁾。

「王権」にあたるアラビア語は「ムルク *mulk*」である。コーランにはこの「ムルク」の語が数十箇所出てくる。【天と地とその間のムルクは神のもの。（5：18）】【神よ、王権の主よ、あなたは御心のままに王権を授け、奪う。（3：26）】などとあるように、ムハンマドはこの種の権限をもっぱら神に帰しているように見える。使節との接見などの際にも、ムハンマドは王と見されることを嫌い、神の使徒、預言者として慎重に振舞ったことが史料からもうかがえる⁽³⁰⁾。

【あなたは、警告者である。彼らの支配者 *Muṣayṭir* ではない。（88：21～22）】⁽³¹⁾、【ムハンマドはお前たち誰の男の父でもない。しかし、神の使徒であり、預言者たちの封印である。（33：40）】といった啓示もある。王としてではなく、神の使徒、預言者としていかに民を統率し、拡大した信仰共同体を維持するためにいかなる税を課すべきか、ムハンマドは考え抜いたに違いない。

2. 預言者ムハンマドとサダカ

ムハンマドはメッカでの布教当初はザカートを義務付けていた。この頃のイスラム教徒にとっては、ザカートは礼拝と並んで最も重要な信仰行為とみなされていた。ザカートの用途はコーランに詳しく明記されてはいないが、若く貧しい信徒らが多かった信仰集団の生活維持に用いられたことであろう。メディナへの移住後、新たに成立したイスラムの信仰共同体にあって、その中核を担うメッカ、メディナの戦士集団を当初、養ったのは信徒からの税ではなく戦利品であった。隊商を襲撃して得た戦利品であったり、戦争捕虜の身代金であったり、ユダヤ教徒から没収したナツメヤシ農園であったりした。

ジャーヒリーヤ時代には半島各地のスクでアラブ商人に課されていた税も、ムハンマド移住後のメディナでは、免除されたことが知られている。バラーズリーに、

神の使徒がメディナでスクを設営しようとしたとき、次のように言った。「これはお前たちのスクであるが、そこではお前たちにハラージュは課されない。」

とある⁽³²⁾。ただし、税そのものが撤廃されたわけではなく、メディナ時代にはザカートの他に救貧税としてサダカの語がコーランに現れるようになる。

サダカはユダヤ教からの借用語と言われる。メッカ時代は礼拝とザカートが繰り返し信徒の義務としてコーランに言及されていたが、サダカは当初、自発的な喜捨であった。メディナ時代の比較的初期の啓示に、【せっかくサダカを出しておきながら、恩着せがましく偉そうにして、それを無益にしてはならぬ。(2:264)】【彼らの内輪話はなんの役にも立たない。サダカや善行を勧めたり、人々の間を執り成す者は別である。(4:114)】などとある。

預言者ムハンマドの晩年、半島各地の部族が使節を派遣してイスラムに帰順するようになったとき、サダカが義務的な税として課されるようになった。コーランの中でも、晩年に近い頃に下された啓

示である9章には【彼らの財産からサダカを取り立て、浄化し、清めてやるがよい。(9:103)】とある。そして同じ9章には【サダカは貧者、困窮者、サダカの徴収人⁽³³⁾、心が信仰に傾いた人、奴隸の解放、負債者、神の道、旅人のためである。これは神の定めである。神は全知にして聰明なお方(9:60)】とあり、これは具体的なサダカの分配規定である。

戦利品の場合（預言者の取り分は5分の1）とは異なり、サダカでは分配対象に預言者が入っていないことは重要である。ムハンマドは、サダカとして出された食物には手を付けなかつたとされる⁽³⁴⁾。スンナ派イスラム法では、預言者ムハンマドとその一族にサダカの供与は禁じられた。また、上記8つのサダカの分配対象では、必ずしも、貧窮層だけが対象でない点は留意しておいてよいだろう。「サダカの徴収人」や、「神の道」に従事する戦士、「旅人」は富裕者も対象になり、「心が信仰に傾いた人」に至っては、メッカの有力者が供与対象になっている。これは、ムハンマドがイスラム体制の維持、発展を考慮しながら、柔軟にサダカを運用したことを示している。

サダカの徴収がいつから本格的に始まったかを正確に把握するのは難しい。イスラム暦8年ラマダーン月（630年1月）のメッカ征服後も、戦闘や遠征が続き、ムハンマドは膨大な戦費が必要となった。8年末のフナインの戦いでハワーズィン族から膨大な戦利品を獲たことは知られているが、メディナのイスラム政権は、新たに確立した秩序を維持していくためにもかなりの出費が必要となったに違いない。ムハンマド自身、有力者から借金をしたことも知られている⁽³⁵⁾。9年中にはタブークへの大規模な遠征が行われている。タバリーは「この9年、サダカが義務となり、神の使徒はサダカの徴収人を派遣した」と簡潔に述べるにとどまる⁽³⁶⁾。ワーキディーによれば、9年ムハッラム月（第1月）の新月を見ると、ムハンマドはサダカの徴収人を一斉に派遣した⁽³⁷⁾。ワーキディーのリストを見ると、対象はいずれも、メッカ、メディナ近郊の部族である。フナインの戦い後、ムハンマドの勢力が及ぶようになった半島西部、

ヒジャーズ地域を中心とする部族が対象になったと考えてよい。参考までにリストを挙げておこう⁽³⁸⁾。

表1 (ワーキディーのリスト)

	派遣された微収人	出身部族 [] は上位部族	派遣先の部族 [] は上位部族
①	ブライダ・ブン・アル・フサイブ ⁽³⁹⁾	イスラム族 [フザーハ族]	イスラム族、ギファール族 [キナーナ族] (40)
②	((①)の別説) カアブ・ブン・マーリク ⁽⁴¹⁾	アンサール、サリマ族	
③	アップバード・ブン・ビシュル ⁽⁴²⁾	アンサール、アブド・アル・アシュハル族	スライム族とムザイナ族 ⁽⁴³⁾
④	ラーフィウ・ブン・マキース ⁽⁴⁴⁾	ジュハイナ族 [クダーハ族]	ジュハイナ族
⑤	アムル・ブン・アル・アース ⁽⁴⁵⁾	クライシュ族	ファザーラ族 [ガタファーン族]
⑥	ダッハーカ・ブン・スフヤーン ⁽⁴⁶⁾	キラーブ族 [ハワーズィン族]	キラーブ族
⑦	ブスル・ブン・スフヤーン ⁽⁴⁷⁾	カアブ族 [フザーハ族]	カアブ族
⑧	((⑦)の別説) ヌアイム・ブン・アブドゥッラー (クライシュ族) ⁽⁴⁸⁾		
⑨	イブン・アル・ルトビーヤ	アズド族	ズブヤーン族 [ガタファーン族]
⑩	不詳	サアド・ブン・フザイム族 [クダーハ族]	サアド・ブン・フザイム族

各部族には、微収人として同族の有力者が派遣されることが多かつた（表1—①④⑥⑦⑩）。ただし、これらの微収人が実際にサダカを微収したのか、そしてメディナにサダカを送付したのかなどの情報は乏しい⁽⁴⁹⁾。

9年は使徒の年と言われ、イスラムに帰順したアラブ部族が続々と使節を派遣した年である。イブン・サアド『タバカート大全』によれば、ムハンマドは晩年、権力が強まると各地の部族に一斉に書

簡を送り、イスラムに改宗すれば領土を保障する旨、書き送っている。そしてその際は、サダカ、ザカートが命じられている⁽⁵⁰⁾。また、イブン・サアドは、半島中からやってきたアラブ諸族の使節について列挙する。その中でもザカートとサダカの義務が度々言及される⁽⁵¹⁾。ハドラマウトに居住したキンダ族の支族トゥジーブ族については次のようにある⁽⁵²⁾。

トゥジーブ族の使節が神の使徒のもとに到着した。9年のことである。使節は13人から成っていた。神が課したサダカの財を運んできた。神の使徒は喜んで「ようこそ」と迎え、宿舎をきれいに整え、身近に接した。ビラールにしっかりとともてなすよう命じた。通常、使節に与えられる以上のものが与えられた。

タミーム族の使節団については、ムハンマドの桂冠詩人ハッサン・ブン・サービトとタミーム族の詩人による詩の応酬の逸話でよく知られている⁽⁵³⁾。使節団がやって来る背景としてイブン・サアドは次のように記す。

神の使徒はブル・ブン・スフヤーン（ナッハーム・アル・アダウーとして知られている）（表1—⑦）をフザーア族のカアブ支族にサダカを課すために派遣した。そこにはアムル・ブン・ジュンダブ・ブン・アル・アンバル・ブン・アムル・ブン・ターミム族が宿営していた。フザーア族はサダカのために家畜を集めた。しかしタミーム族は無視し、拒絶した。そして弓を取り、刀を抜いた。サダカの徵収人が預言者のもとにやってきて報告した。

この後、ムハンマドは討伐軍を派遣して、タミーム族の捕虜を連れ帰った。そしてこのことが、タミーム族の使節団がやって来る原因となっている⁽⁵⁴⁾。他にアーミル・ブン・サアサア族、ヒラール・ブン・アームル族、タイイ族などの使節にサダカの徵収が命じられている⁽⁵⁵⁾。これらは、9年以降のことであるが、はっきりとした時期を特定することは難しい。

イスラムに帰順したとはいえ、実際にアラブ諸族からのサダカの徵収は簡単にはいかなかったようである。ムハンマド晩年の啓示で

あるコーラン9章には、【アラブの不信仰と偽善は甚だしく、また、アッラーがその使徒に下した掟をまったく知らない。(9:97)】【アラブの中には、拠出するものを何か税 maghram⁽⁵⁶⁾のごとくみなし、お前たちに不運が襲うことを望んでいる者もいる。(9:98)】などとある。ラクダなどに課されるサダカの拠出を渋るアラブ諸族の存在が伺われる。

ムハンマドの晩年、10年末「別離の巡礼」の頃には、ムハンマドの権勢はアラビア半島全域に及ぶようになる。この頃までにサダカの徵収方針は徹底されるようになる。サダカの税額に関する規定がはっきりと定められ、アラブ諸族に対して一律に課されるようになるのである⁽⁵⁷⁾。そしてサダカはメディナに移送されることが前提であった。ムハンマドは死の直前、11年初頭にウサーマ・ブン・ザイドを指揮官とするシリア遠征を意図している。彼の施策の背景には来るべき大征服活動が念頭にあったのかもしれない。

最終的に定められたサダカの税額については、ヒムヤルの王族に対するものが記録されている。ムハンマドはムアーズ・ブン・ジャバルらの使者を派遣し、ヒムヤルの王族に手紙を送った⁽⁵⁸⁾。一部を引用すると、以下のとおりである。

信者に定められたサダカを出しなさい。土地には、泉か雨水で灌漑する場合は〔収穫の〕10分の1、桶で〔水を汲んで〕灌漑する場合は〔収穫の〕20分の1である。ラクダ40頭につき、牝の仔ラクダ1頭。ラクダ30頭につき牡の仔ラクダ1頭。ラクダ5頭につき羊1頭。ラクダ10頭につき羊2頭。牝牛40頭につき牝牛1頭。牝牛30頭につき牡か牝の仔牛1頭。放牧されている羊40頭につき羊1頭。以上が、神が信者の義務としたサダカである。これよりも多く出すものは、よりよい報酬がある。この義務を果たし、自らの改宗の証人を用意し、多神教徒に対して信者を授ける者は、信者である。その者には信者としての権利と義務があり、また、神と使徒から安全保障がある。

この手紙の後半で、ユダヤ教徒、キリスト教徒へのジズヤも規定されている。また、ムハンマドは、「サダカは、ムハンマドとその

身内には許されていない。サダカは貧しい信徒と旅人に供せられるザカートである」と、サダカが預言者にとって禁忌になることをわざわざことわっており、通常の徵税とは異なる点を強調している。

10年の末、預言者ムハンマドは、アムル・ブン・ハズムをナジュラーンのハーリス・ブン・カアブ族のもとに、サダカを徵収するために派遣した。この際にも、彼らにはヒムヤルの王侯と同じ負担が課せられている⁽⁵⁹⁾。

ムハンマドはイスラムに帰順した各地の部族には一律に同じ処置をしたはずである。ヒムヤル王への手紙に明示されているような、具体的な対象と比率が明示された形でサダカの徵収がアラビア半島中で本格的に始まるのは10年の後半、預言者ムハンマドの最晩年の頃とみなしてよいのではなかろうか。9年の時点で、ムハンマドは自分のもとにやって来た使節団にサダカを命じていたが、現地での徵収とメディナへの送付がアラブ諸族の間で徹底されていたわけではなかった。イブン・ヒシャームによれば、「神の使徒は、サダカの徵収を担当する代官と徵収人を、イスラムが浸透しているすべての地域に遣わした」として彼らの名を挙げている（表2）⁽⁶⁰⁾。

タバリーは上の任命を10のこととする。ムハンマドは11年第3月に亡くなるが、これらの任命はムハンマドの最晩年の、おそらくは10年後半の出来事である⁽⁶¹⁾。ワーキディーによれば、10年ラマダーン月（第9月）に預言者の命令でアリー〔表2-⑧〕が300人の騎兵を率いてイエメンに遠征している⁽⁶²⁾。アリーが戻るのは、別離の巡礼の直前のことであった。神の使徒が死んだとき、半島北方、シリア近くに居住するクダーア族やカルブ族にも徵収人が任じられていた⁽⁶³⁾。同じ頃、タミーム族には以下のリストの3人を含む6人の徵収人が派遣されていたことがタバリーで確認できる⁽⁶⁴⁾。徵収人の派遣はイエメン、ペルシア湾岸などを含め、半島の全域にわたっていたことが分かる。

預言者ムハンマドの晩年に、各地で一斉に実施されたサダカの徵収においては、負担は決して軽いものではなかった。預言者ムハンマドが没し、アブー・バクルがカリフに就いた直後から、アラブ諸

表2（イブン・ヒシャームのリスト）

	派遣された代官、徵収人	出身部族	派遣先
預言者ムハンマドとサダカ 医士	① ムハージル・ブン・アブー・ウマイヤ・ブン・アル・ムギーラ ⁽⁶⁵⁾	クライシュ族 (マフズーム家)	サナア
	② ズィヤード・ブン・ラビード ⁽⁶⁶⁾	アンサール (バヤーダ族)	ハドラマウト
	③ アディー・ブン・ハーティム ⁽⁶⁷⁾	タイイ族の族長	タイイ族とアサド族 ⁽⁶⁸⁾
	④ マーリク・ブン・ヌワイラ ⁽⁶⁹⁾	ハンザラ族 (タミーム族の支族)	ハンザラ族 (タミーム族の支族)
	⑤ ズィブリカーン・ブン・バドル ⁽⁷⁰⁾	サアド族 (タミーム族の支族)	サアド族 (タミーム族の支族)
	⑥ カイス・ブン・アースィム ⁽⁷¹⁾	同上	同上
	⑦ アラー・ブン・アル・ハドラミー ⁽⁷²⁾	ハドラマウト	バフライン
	⑧ アリー	クライシュ族	ナジュラーン

族は一斉にサダカの拠出を拒否して背教に動くことになる。いわゆるリッダである。タバリーには、

離反したアラブの使節がアブー・バカルのもとにやって来た。

彼らは、礼拝は遵守するが、ザカートは払わないと申し出た。

アブー・バカルはこれを拒絶し、彼らを追い返した。

とある⁽⁷³⁾。アサド族、ガタファーン族、ハワーズイン族、タイイ族など周辺のアラブ部族がサダカの支払いを拒むようになる⁽⁷⁴⁾。

アサド族のトゥライハ、タミーム族のサジャーフ、ハニーファ族のムサイリマなど半島各地に偽預言者が出現し、アラブ諸族がこぞってメディナのムスリム政権から離反した。ヤマーマで大きな勢力となったムサイリマの教義の中に救貧税は言及されていない⁽⁷⁵⁾。ムサイリマはタミーム族に対して、「だれにも税を払うことがない」と称えている⁽⁷⁶⁾。

マーリク・ブン・ヌワイラ [表2-④] は同族から女偽預言者サジャーフが出ると、彼女に従い、アブー・バカルがリッダ平定のために派遣したハーリド・ブン・アル・ワリードによって処刑され

た⁽⁷⁷⁾。彼と同じハンザラ族のワキーウ・ブン・マーリクという人物もムハンマドによってサダカの徵収人に任命されていたが、やはり女偽預言者サジャーフに従った。その後、彼は集めたサダカを持ってハーリドに下った⁽⁷⁸⁾。

サダカの徵収人たちの中で、徵収したサダカをメディナのアブー・バクルに送付した例もいくつかある。タイイ族の族長アディー・ブン・ハーティム〔表2-③〕については、人々はムハンマドの死を聞くとサダカとして供出したラクダの返還を求めたが、アディーは独断で300頭のラクダをアブー・バクルのもとに送った。一説に、これはアブー・バクルに届いた最初のサダカとなったという⁽⁷⁹⁾。

タバリーには、

サフワーン、ズィブリカーン〔表2-⑤〕、アディー〔表2-③〕らのサダカの一隊がメディナに到着した。サフワーン、次にズィブリカーン、次にアディーの順であった。サフワーンの到着は夜の初め、ズィブリカーンは夜中、アディーは夜明け間近のことであった。サフワーン到着の吉報を伝えたのはサアド・ブン・アビー・ワッカースである。

とある⁽⁸⁰⁾。上に出てくるサフワーンの名は、表2のリストにないが、タミーム族のアムル支族に遣わされていた徵収人である⁽⁸¹⁾。

ムハンマドからサアド族（タミーム族の支族）へ遣わされたとされるズィブリカーン〔表2-⑤〕とカイス〔表2-⑥〕について、ここにあるようにズィブリカーンはサダカをメディナに送付したが、カイスは離反した。両人ともサアド族出身者で、もともとムハンマドへの使節団の中にいた人物である⁽⁸²⁾。タバリーには次のようにある⁽⁸³⁾。

カイスは言った。「……もし私がアブー・バクルに従い、サダカを彼のもとに送ろうとしたとしても、ズィブリカーンはそれを【サダカの家畜】をサアド族のために屠ってしまい、彼らの中での私のことを中傷したに違いない。一方でもし、私がサアド族のためにそれを屠れば、ズィブリカーンはアブー・バクルのもとに行き、私を訴えたはずだ。」カイスはそれを【自分の属する】

ムカース族、バトゥーン族 [サアド族の支族] に分配することにした。

カイスは、バフライン総督のアラー・ブン・アル・ハドラミー [表2-⑦] が着任してくると、自らの行動を後悔し、サダカを集めアラーに差し出すことになる⁽⁸⁴⁾。

バフライン総督アラーは、当地の支配者で王を称したムンズィル・ブン・サーワーを改宗させ、改宗を拒んだユダヤ教徒、ゾロアスター教徒にはジズヤを課した。また、アラブの改宗者からのサダカについてイブン・サアドに以下のようにある⁽⁸⁵⁾。

神の使徒はアラーに書を送り、ラクダ、牛、羊、果実、財に課す税率を指示した。アラーは、使徒の手紙を民の前で読み上げ、彼らからサダカを徴収した。

その後、ムハンマドはジズヤの徴収人としてクダーマとアブー・フライラを派遣し、アラーには書簡を送った。イブン・サアドには、

神の使徒はアラー・ブン・アル・ハドラミーに次の書を送った。
さて、ムンズィル・ブン・サーワーのもとに人を送っておいた。
ムンズィルが集めたジズヤを徴収するためである。彼にジズヤの徴収を急がせよ。そしてジズヤとともに、お前が集めたサダカ、ウシュルを送るように。

となる。バラーズリーによれば、

アラー・ブン・アル・ハドラミーはバフラインから神の使徒に8万ディルハムを送った。これ以前も以後も、これだけの額が使徒に送られることはなかった。

という⁽⁸⁶⁾。アラーは、サキーフ族のアラー・ブン・ジャーリヤを、サダカ、ジズヤとともに神の使徒のもとに送った⁽⁸⁷⁾。預言者ムハンマドの死後、バフラインでもリッダは起こり、アラーはこの鎮圧に奮闘することになる。

サダカはメディナに送付することが原則であったが、別の例もある。ムハンマドによってオマーンに遣わされた、後のエジプト総督アムル・ブン・アル・アース [表1-⑤] であるが、彼は現地の支配者であったジュランダー一族を改宗させ、自らサダカを徴収した。

彼は次のように伝えている。

私はサダカを金持から徵収し、貧者たちに還元した。私は神の使徒の死の知らせが届くまでそこに滞在した。

ここではサダカをメディナに送らず、アムル自身が現地で分配したことになっている⁽⁸⁸⁾。オマーンはメディナから最も遠隔にある土地であり、現地で分配したのかもしれない。ただし、オマーンでもリッダは起こっている。討伐軍の将イクリマ・ブン・アブー・ジャフルはオマーンから海岸沿いをイエメンへと進軍し港町シフルで地元の部族からサダカを納入させている⁽⁸⁹⁾。

イエメンでもやはりリッダは起こった。サヌアに派遣されたムハージル〔表2-①〕の在任中にリッダが起こり、アンス族のアスワドが反乱を起こした。ハドラマウトに派遣されていたアンサールのズイヤード・ブン・ラビード〔表2-②〕は、ムハンマドの死後にもリッダに加担しなかった現地の信者を呼び寄せ、集めたサダカをアブー・バクルのもとに送ると明言している⁽⁹⁰⁾。比較的遠隔の地であるハドラマウトであっても、やはりサダカはメディナに送るべきものとされていたことが分かる。

3. サダカの移送禁止規定について

リッダ（背教）の広がりの中で、初代カリフ、アブー・バクルはハーリド・ブン・アル・ワリードらの討伐軍を半島各地に派遣し、リッダに加担した勢力を武力で制圧していく。この間の経緯は、ジャーヒリーヤ時代同様、アラブへの課税の難しさを証明することになった。偽預言者ムサイリマの勢力を鎮圧したハーリドは、その直後イラクに転戦し、アブー・バクルの治世の終わりごろからカリフ、ウマルの時代にかけて、イラク、シリア方面への征服戦争は拡大していく。ハーリドはイラクに遠征した直後から、住民から取り立てたジズヤ⁽⁹¹⁾や戦利品の5分の1⁽⁹²⁾をアブー・バクルのもとにたびたび送っている。占領地から莫大な税収、戦利品を獲得するようになったことで、メディナの中央政府がアラブ諸族からサダカを上納させる必要は徐々になくなっていたと考えられる。

9世紀の学者アブー・ウバイドの『財政論』は、「あらゆる地域の住民は裕福になってサダカが必要なくなるまでは、自分たちの抛出するサダカに権利を有している」としてサダカの移送の禁止を論じている。根拠になる伝承の一つに、

ザカートがライイからケーファに運ばれた。それでウマル・ブン・アブド・アル・アズィーズ〔第8代ウマイヤ朝カリフ〕は、それをライイに送り返した。

とある⁽⁹³⁾。預言者ムハンマドによって、イエメンに派遣されたムアーズ・ブン・ジャバルについての伝承を次に紹介する⁽⁹⁴⁾。

ムアーズ・ブン・ジャバルが〔イエメンの〕ジャナドに長らく赴任していた。神の使徒が彼をイエメンに派遣したのであるが、その後、預言者、アブー・バクルは死んだ。彼はウマルのもとに赴き、ウマルは彼をその任に戻した。ムアーズはウマルに住民から徵収したうちの3分の1を送った。ウマルはこれを拒絶し、「私はあなたを徵税人やジズヤ徵収者として送ったのではない。あなたを派遣したのは、金持の住民から徵収し、貧者の住民に還元するためである」と言った。それでムアーズは「私はあなたに何も送りません。私から施しを受け取る者を探すことになります」と言った。

アブー・ウバイドの伝える伝承のほとんどが、歴代カリフのものであるが、

預言者がムアーズをイエメンに派遣し、イスラムと礼拝に人々を導いたとき、預言者は命じた。「彼らが承服したならば、次のように言え。『神はあなた方に財産からサダカを出すことを義務とされた。あなた方の金持から徵収され、あなた方の貧者に還元されるのである』」

とあるように、預言者ムハンマドのスンナであることも主張されてもいる。法学者シャーフィイーもアブー・ウバイドと同様の議論を展開し、サダカの移送を禁じている⁽⁹⁵⁾。

いつ頃からサダカの移送が終わったのかははっきりしない。ウマル以降の正統カリフ時代になると、メディナへのサダカの移送の記

事がほとんど見られなくなるのも事実である⁽⁹⁶⁾。コーランで定めるサダカの分配対象には「神の道」、すなわち聖戦が含まれる。正統カリフ時代に大征服が活発化する中で、半島各地の徵収人（多くは地元の部族民から任命されたと思われる）は、集めたサダカを遠征の諸費用に充てた可能性が考えられる。アブー・バクルの時代のことであるが、サダカの徵収人は、徵兵義務の一端を担っていた。タバリーには次のようにある⁽⁹⁷⁾。

イクリマは遠征から帰還してアブー・バクルのもとに来た。彼の軍に、ティハーマ、オマーン、バフライン、サルウ出身の人々が従軍していた。アブー・バクルは彼らのため、サダカに関わる代官らに書き送った。交代を希望するものには、交代させるようにと。皆が交代を望んだので、この軍は「交代の軍」と呼ばれた。

大規模な軍事遠征を背景に政府がアラブからサダカを徵収していた事例もある。スイッフィーンの戦い（37/657年）の翌年、調停の受諾を不服としてアリーの陣営を離脱したクライシュ族ナージヤ家のヒッリート・ブン・ラーシドについて、彼らの一族は、スイッフィーンの戦いの年とその翌年の2年間、サダカの支払いを拒んでいたとされる。シリアとの戦闘が続く中、アリーのカリフ政権は配下のアラブにサダカの拠出を求めていたようである。ヒッリートはサダカの拠出を拒む一族に「自分たちのサダカを保持し、血縁者に出すか、望むならあなた方の貧者に還元しなさい」と述べている⁽⁹⁸⁾。また、ほぼ同時期に、シリアのムアーウィヤによってアラビア半島のタイマーに派遣されたアブドゥッラー・ブン・マスアダは、アラブからサダカを徵収し、拠出を拒むアラブは殺すようムアーウィヤから命じられている⁽⁹⁹⁾。

これらの例から、特に戦時になると戦費としてサダカの拠出が政府から強く求められたことが伺える。ただしアラブ諸族からの強引なサダカの移送が歴代カリフ政権の下で貫徹されることはなかった。サダカの移送がイスラム法の観点から問題視されるに至るもの、アラブ諸族に対する歴代カリフ政権の現実的な判断、対応も背景にあつ

たに違いない。

おわりに

ジャーヒリーヤ時代、いかに強大な王権であろうと、アラブからの徵税には一定の困難がともなった。メッカ征服後のイスラム暦9年、ムハンマドは、新たに服属したアラブ諸族にサダカを課したが、この時のサダカは強制力を伴うものではなく、アラブから自発的にサダカを納めさせることは預言者にしても容易ではなかった。

シリアルへの遠征を意図していたムハンマドは、晩年の10年後半、サダカの税率を具体的に定めて半島中のアラブ諸族に一律に課し、メディナへの移送を命じた。しかし、サダカが各地から移送されつづつあった中、ムハンマドは没する。預言者の死によってアラブ諸族はサダカの拠出を拒絶し、いっせいにリッダ（背教）に奔ることになる。メディナのカリフ政府は、大きな犠牲を払ってリッダを鎮圧したもの、武力を背景に強圧的にサダカを上納させる方針をその後も続けていけば、誕生したばかりのイスラム共同体が瓦解するであろうことは誰の目にも明らかであった。この窮地を救ったのが、「聖戦」すなわち、アラブの大征服活動である。占領地から戦利品、税が続々とメディナに送られ、カリフ政権に財政的な安定をもたらしたことにより、アラブ諸族からのサダカの移送方針は徐々に曖昧になっていった。その後、サダカの移送はイスラム法で原則、禁じられる。半島各地で集められたサダカがコーランで定められた分配対象の一つである「神の道」に充てられ、各部族の遠征費用に転用されたことも征服活動を加速させた一因である。イスラムの大征服活動は歴史的必然であった。

ムハンマドの課したサダカは、一時、各地のアラブ部族の離反を招いたが、自発的な喜捨としてムスリム信仰の基幹に定着して今日に至る。また、スンナ派ではムハンマドが遺した土地財産はサダカとみなされ、公共財として運用されたことになっている。これが預言者のスンナとしてのワクフ制度の歴史的起源である。預言者の遺した救貧・公益税サダカの制度は、その後のイスラム世界の拡大と

安寧に大きく寄与することになった。

東

引用文献

洋

本稿で使用した史料と略記号は以下のとおり。なお、史料訳文中の〔 〕は筆者による註、補足説明である。

学

Aghānī: İsfahānī (d.356/967). *Kitāb al-Aghānī*, 24vols., Cairo, 1963-1974.

報

Balādhurī: Balādhurī (d.279/892). *Futūḥ al-Buldān*, Leiden, 1968.

Baqā': Abū al-Baqā'. *al-Manāqib al-Mazyadīya*, Amman, n. d.

Hazm: Ibn Ḥazm (d.456/1064). *Jamhara Ansāb al-'Arab*, Cairo, 1982.

Hishām: Ibn Hishām (d.204/819). *Kitāb Sīra Rasūl Allāh*, 2vols., Göttingen, 1858-1860.

Hayawān: Jāḥīz (d.255/868). *Kitāb al-Hayawān*, 8vols., Cairo, 1965-1969.

Iqd: Ibn 'Aqd Rabbih (d.328/940). *al-Iqd al-Farīd*, 7vols., Beirut, 2001.

Isāba: Ibn Ḥajar al-'Asqalānī (d.852/1449). *Kitāb al-Isāba fī Tamyīz al-Šahāba*, 4vols., Cairo, n. d.

Khurdādhbih: Ibn Khurdādhbih (d.300/911). *Kitāb al-Masālik wa'l-Mamālik (Bibliotheca Geographorum Arabicorum 6)*, Leiden, 1889.

Marzūqī: Marzūqī (d.421/1078). *Kitāb al-Azmina wa'l-Amkina*, 2vols., Hyderabad, 1332.

Munammaq: Ibn Ḥabīb (d.245/860). *Kitāb al-Munammaq*, Beirut, 1985.

Muhabbar: Ibn Ḥabīb. *Kitāb al-Muhabbar*, Hyderabad, 1942.

Ridda: Wāqidī (d.207/822). *Kitāb al-Ridda*, Beirut, 1990.

Sa'd [B]: Ibn Sa'd (d.230/845). *al-Tabaqāt al-Kubrā*, 8vols., Beirut, n. d.

Sa'd [L]: Ibn Sa'd. *Kitāb al-Tabaqāt al-Kabīr*, 9vols., Leiden, 1904-1917.

Ṭabarī: Ṭabarī (d.310/923). *Ta'rīkh al-Rusul wa'l-Mulūk*, 15vols., Leiden, 1879-1901.

Tahdhīb: Ibn Ḥajar al-'Asqalānī (d.852/1449). *Tahdhīb al-Tahdhīb*, 12vols., Cairo, 1984.

第九

十一

卷

'Ubayd: Abū 'Ubayd (d.224/838). *Kitāb al-Amwāl*, Cairo, 1989.

二〇

四

Umm: Shāfi'i (d.204/820). *Kitāb al-Umm*, 8vols., Beirut, n. d.

Usd: Ibn al-Athīr (d.630/1233). *Usd al-Ghāba*, 6vols., Beirut, 1998.

Wāqidī: Wāqidī (d.207/822). *Kitāb al-Maghāzī*, 3vols., London, 1966.

Zubayr: Zubayr b. Bakkār (d.256/870). *Jamharat Nasab Quraysh wa Akhbār-hā*, Cairo, 1381.

註

- (1) サダカとザカートの語源、歴史的用法については、Watt, W. M. *Muhammad at Medina*, Oxford, 1956, 369~372 (Excursus I「ザカートとサダカ」); 鳩田襄平『初期イスラーム国家の研究』中央大学出版部、1996年、9~10参照。
- (2) 「サバ、ライダーン城、ハドラマウト、イエメン、高地・低地のアラブの王」に始まる長い称号である。後藤明『マホメットとアラブ』朝日文庫、1991年、35~36; *Encyclopaedia of Islam* (New Ed.), s. v. ABRAHA 参照。
- (3) *Aghāmī*, vol.17, 313~316; *Iqd*, vol.2, 23~26 (ムハンマドの祖父アブド・アル・ムッタリブが表敬している)。ムハンマド時代のヒムヤルの王は *Hishām*, 955参照。
- (4) *Hishām*, 953.
- (5) *Hishām*, 903.
- (6) 後にイスラムに改宗し、リッダの直前に死去した (*Tabarī*, I, 945)。E. I. s. v. AL-MUNDHIR B. SĀWĀ; 参照。
- (7) ムンズィルと、この使節の1人ウターリドは、タミーム族ダーリム支族の近親。*Hishām*, 935; Caskel, W. Čamharat an-Nasab: das Genealogische Werk des *Hišām ibn Muḥammad al-Kalbī*, Leiden, 1966, Band I, 60.
- (8) *Hazm*, 384. ジャイファルとアップード。部族の名祖ジュランダーの父ムスタクビルがペルシア皇帝からオマーンの代官に任じられた (*Marzūqī*, 162; *Muhabbar*, 265)。2人は預言者ムハンマドの時代に改宗し、リッダにおいても信仰にとどまった。
- (9) *Hishām*, 24, 771~772.
- (10) *Baqā'*, 67.
- (11) ジャフナはガッサン朝の創始者。*Munammaq*, 178で、イブン・ジャフナはシリアの王と形容されている。後のカリフ、ウマルも同行してお

- り、6世紀末～7世紀初頭のことと思われる。
- (12) *Hayawān*, vol.6, 148.
- (13) *Marzūqī*, 162～; *Muhabbar*, 263～. ターイフ郊外のウカーズでは10分の1税は徵収されなかったという。拙稿「ジャーヒリーヤ時代のスクについて」『東京女学館大学紀要』2、2005年、2～参照。
- (14) Kister, M. J. “al-Hīra,” *Arabica*, 15 (1968), 152～153; *Baqā'*, 369, 500.
- (15) *Baqā'*, 436～437; Kister, “al-Hīra,” 161によれば、羊などの家畜が税として集められた。
- (16) *Aghānī*, vol.11, 82; *Iqd*, vol.5, 120; 後藤三男『説話で綴るイスラム黎明期』ごとう書房、1999年、377. 每年ウカーズの市でハワーズィン族は彼にバターやチーズや羊を貢納として差し出していた。
- (17) *Aghānī*, vol.9, 82.
- (18) 前掲註(16)後藤三男、205. フジュルの死に到る様々な伝承については Olinder, G. “The Kings of Kinda of the Family of Ākil al-Murār,” *Lunds Universitets Arsskrift*, N. F. Avd. 1, vol. 23, no.6 (1927), 77～81参照。
- (19) *Iqd*, vol.2, 160, vol. 3, 281. アブー・カリブのメディナ遠征は *Hishām*, 12～参照。
- (20) *Khurdādhbih*, 128. Kister, “al-Hīra,” 145～146; M. Lecker, “The Levying of Taxes for the Sassanians in Pre-Islamic Medina,” *Jerusalem Studies in Arabic and Islam*, 27 (2002), 109～111に詳しく論じられている。
- (21) *Hishām*, 411. 他に727も参照。
- (22) *Hayawān*, vol.3, 141. 「由緒ある館」はコーラン22章29、33節に見える。
- (23) *Hishām*, 72.
- (24) *Hishām*, 80, 83 (以上クサイイ), 87 (ハーシム).
- (25) *Zubayr*, 425～426; *Baqā'*, 64～67; *Munammaq*, 178.
- (26) *Hishām*, 186～, 400
- (27) *Hishām*, 763, 765, 815.
- (28) *Hishām*, 763.
- (29) *Hishām*, 400.
- (30) 例えば、タイイ族の指導者アディー・ブン・ハーティムとの会談

(*Hishām*, 949) を参照。

- (31) Muṣayṭir はコーランで一箇所表われるがその解釈は難しい。Bell, R. *A Commentary on the Qur'ān*, 2vols., University of Manchester, 1991, vol.2, 533など参照。
- (32) *Balādhurī*, 15.
- (33) 史料ではアーミル ‘āmil のほかにムサッディク muṣaddiq も使われる。どちらも本稿では「徵収人」と訳した。
- (34) *Hishām*, 141, 957; 抽稿「ファダクの土地と預言者の遺産」『オリエント』36/1、1993年、11~12参照。
- (35) 抽稿「イスラム勃興期における金銀の流通と鉱山について」『東京女子大学紀要』5、2008年、8参照。
- (36) *Tabarī*, I, 1722.
- (37) *Wāqidī*, vol.3, 973~974.
- (38) *Sa'd* [L], vol.2 (1), 115にもリストがあり、ガタファーン族の支族ファザーラ族の指導者ウヤイナ・ブン・ヒスンがタミーム族に派遣されたことになっている。Watt, *Muhammad*, 366~377にも各地に派遣された代官、徵収人のリストがある。
- (39) ハイバル遠征、メッカ征服に従軍。後にバスラに住み、ホラーサンに遠征し、マルウで63/682年没。*Sa'd* [B], vol.7, 365; *Isāba*, vol.1, 146; *Tahdhib*, vol.1, 378.
- (40) 両部族はメッカ北方に居住し、親密な関係にあったと思われ、並んで名が挙げられることが多い。*Hishām*, 767, 774~775, 828など。
- (41) ハッサーン・ブン・サービドと並ぶアンサールの詩人。
- (42) バドルの戦い以降、あらゆる遠征に参加。リッダ討伐軍に参加しヤマーマの戦いで戦死。*Sa'd* [B], vol.3, 440; *Tahdhib*, vol.5, 78; *Usd*, vol.3, 45.
- (43) ムザイナはタミームの叔父にあたる名祖。
- (44) メッカ征服でジュハイナ族の旗手を務めた。*Sa'd* [B], vol.4, 345; *Isāba*, vol.1, 499; *Tahdhib*, vol.3, 201; *Usd*, vol.2, 49.
- (45) 薩壕の戦いの後に改宗。カリフ、ウマル時代のエジプト征服軍の総指揮官。

- (46) フナインの戦いでスライム族を指揮した。ジイラーナに帰還後、ムハンマドは彼をサダカの徵収に派遣した。*Isāba*, vol.2, 206-207; *Tahdhīb*, vol.4, 390.
- (47) カアブ族の長。フダイビヤの和約の際に改宗。*Isāba*, vol.1, 149.
- (48) ウマルと同じアディ一家の、初期改宗者。ヤムルークの戦いで戦死。*Sa'd [B]*, vol.4, 138; *Isāba*, vol.3, 567; *Tahdhīb*, vol.10, 414.
- (49) このことから、Shoufani, E. *al-Riddah and the Muslim Conquest of Arabia*, Beirut, 1972, 44は、これらの徵収人の派遣はムハンマドの晩年の10年のこととしているがこれは疑問。
- (50) *Sa'd [L]*, vol.1 (2), 21 (ラフム族、アズド族)、22 (ハーリス族)、23 (タイイ族) など。
- (51) *Sa'd [L]*, vol.1 (2), 40, 47, 51, 61, 81, 82など参照。
- (52) *Sa'd [L]*, vol.1 (2), 61.
- (53) *Hishām*, 933～.
- (54) *Sa'd [L]*, vol.1 (2), 40.
- (55) *Sa'd [L]*, vol.1 (2), 46～47, 51, 60.
- (56) マグラム maghram は「徵發」「上納金」「税金」などとも訳される。
- (57) サダカの徵収率について、牧野信也訳『ハディースⅡ（イスラーム伝承集成）』中公文庫、2001年、86～；磯崎定基ほか訳『日訳サヒーフムスリム 第二卷』日本サウディアラビア協会、1988年、113～；アル＝マーワルディー（湯川武訳）『統治の諸規則』慶應義塾大学出版会、2006年、275～参照。
- (58) *Hishām*, 956～957.
- (59) *Hishām*, 961～962. ハーリド・ブン・アル・ワリードの軍勢がハーリス・ブン・カアブ族に改宗を呼びかけるために派遣されるのが10年の第2ラビーウ月から第1ジュマーダー月、改宗したハーリス・ブン・カアブ族の使節がムハンマドのもとから帰還するのが、シャウワール月からズー・アル・カアダ月にかけて、アムル・ブン・ハズムが派遣されるのはこの後のことである (*Hishām*, 958～961)。
- (60) *Hishām*, 965; *Tabarī*, I, 1750. いずれもこれをヒジュラ暦10年のこととする。

- (61) *Hishām*, 967; *Tabarī*, I, 1751~.
- (62) *Wāqidī*, vol.3, 1079~. アリーの軍はマズヒジュ族の軍と戦った。帰還にあたって、アリーはサダカとして出されたラクダに乗ることを禁じたと伝わる。
- (63) *Tabarī*, I, 1872.
- (64) *Tabarī*, I, 1908~1909. タミーム族への徵収人について Watt, *Muhammad*, 138~139参照。
- (65) 預言者の妻ウンム・サラマの兄弟。イエメンのリッダ平定に尽力。*Usd*, vol.4, 484.
- (66) アカバ第二の誓い、バドルの戦いに参加。ハドラマウトのリッダ平定に尽力した。クーファ、シリアに居住し、ムアーウィアの時代に没。*Sa'd* [B], vol.3, 598; *İṣāba*, vol.1, 558; *Tahdhīb*, vol.3, 329.
- (67) 著名なタイイ族の族長。彼の改宗時の逸話について *Hishām*, 947~参照。
- (68) Tasseron, E. L. "Asad from Jahiliya to Islam," *Jerusalem Studies in Arabic and Islam* 6 (1985), 19~によれば、アサド族から徵収人が任命されている。その1人、ハーミヤ・ブン・スバイウという人物が11年、ムハンマドによってアサド族の徵収人の1人に任命され、後にリッダに加担した (*İṣāba*, vol.1, 301)。
- (69) *İṣāba*, vol.3, 357.
- (70) *Sa'd* [B], vol.7, 37; *İṣāba*, vol.1, 543. 詩人。9年のタミーム族の使節に同行、改宗する (*Hishām*, 933)。一時ウマルにより投獄される。バスマに居住した。
- (71) *Sa'd* [B], vol.7, 36; *İṣāba*, vol.3, 252; *Tahdhīb*, vol.8, 357; *Usd*, vol.4, 126. 9年のタミーム族の使節に同行、改宗する (*Hishām*, 934)。バスマに没。
- (72) *Usd*, vol.3, 570. クライシュ族のハリーフ。カリフ、ウマル治世の14/635年頃、バフライン総督在任中に没。
- (73) *Tabarī*, I, 1870.
- (74) *Tabarī*, I, 1871, 1894.
- (75) *Hishām*, 946; *Tabarī*, I, 1739~1740.
- (76) *Tabarī*, I, 1933.

- (77) *Tabarī*, I, 1912~.
- (78) *Tabarī*, I, 1909, 1921.
- (79) タイ族のアディー・ブン・ハーティムがメディナにサダカを送るにいたる経緯について Tasseron, E. L. “The Participation of Tayy’ in the Ridda,” *Jerusalem Studies in Arabic and Islam* 5 (1984), 53~参照。
- (80) *Tabarī*, I, 1878.
- (81) *Tabarī*, I, 1909; *İṣāba*, vol.2, 188; *Usd*, vol.2, 422.
- (82) *Hishām*, 933~934.
- (83) *Tabarī*, I, 1909~1910.
- (84) *Tabarī*, I, 1963.
- (85) *Sa’d* [L], vol.1 (2), 19.
- (86) *Balādhuri*, 81.
- (87) *İṣāba*, vol.2, 497; Kister, M. J. “The Struggle against Musaylima and the Conquest of Yamāma,” *Jerusalem Studies in Arabic and Islam*, 27 (2002), 9.
- (88) *Sa’d*, [L] vol.1 (2), 18. タバリーはアムルのオマーンへの派遣を8年のこととするが、表1の任命が9年であることからして疑わしい。
- (89) *Balādhuri*, 77.
- (90) *Ridda*, 169.
- (91) *Tabarī*, I, 2019.
- (92) *Tabarī*, I, 2025~2028など参照。
- (93) ‘Ubayd, 705. 拙稿「アブー・ウバイド『財政論』に見るサダカの分配規定（後編）」『東京女子大学短期大学紀要』22、1999年、13参照。このカリフ、ウマルはオマーン総督に対して、「ナツメヤシと穀物のウシュール（10分の1）を、貧しい住民、そこに居留する砂漠の民、特別の事情のある者、困窮者、旅路が遮断された人に分配せよ」と書き送っている (*Balādhuri*, 77)。
- (94) ‘Ubayd, 705~706. 前掲註 (93) 拙稿「アブー・ウバイド（後編）」、14~15参照。
- (95) *Umm*, vol.2, 71.
- (96) イエメンのムアーズのほかにも、ズイブリカーン・ブン・バドル〔表2—⑤〕がカリフ、ウマルに一族のサダカを運んだとされる。*Usd*, vol.

2, 99.

- (97) *Tabarī*, I, 2082.
- (98) *Tabarī*, I, 3433～3434. 結局、降伏したヒッリートの配下の者たちからは、2年分のサダカが徴収された (*Tabarī*, I, 3438)。
- (99) 集められたサダカは最終的にアラブの襲撃で奪回されている (*Tabarī*, I, 3446)。

(東京女学館大学国際教養学部教授)